

# 科学技術基本法等の一部を改正する法律案の概要

施行期日：令和3年4月1日

## 1. 科学技術基本法（基本法）

### ➤ 「イノベーションの創出」「人文科学のみに係る科学技術」の追加、法律名の変更等

○イノベーションの重要性や人文科学自体の振興の必要性等に鑑み、「イノベーションの創出」の概念や「人文科学のみに係る科学技術」を基本法に含める。

※現行の基本法にはイノベーションの概念は導入されておらず、「人文科学のみに係る科学技術」は対象外。平成30年の議員立法による科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律改正時、検討規定が設けられている。

○上記に伴い、法律名も変更（例：「科学技術・イノベーション基本法」）

○近年の科学技術・イノベーション政策の動向を踏まえ、必要な規定を追加

⇒科学技術・イノベーション政策の理念を規定し、次期基本計画（令和3年4月～）に反映

#### ◆科学技術基本法

第一条 この法律は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、（以下略）

#### ◆科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律

第四十九条 政府は、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る上で人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することが重要であることに鑑み、人文科学のみに係る科学技術を含む科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化の在り方について、人文科学の特性を踏まえつつ、試験研究機関等及び研究開発法人の範囲を含め検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 2. 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(科技イノベ活性化法)等

### ➤ 「人文科学のみに係る科学技術」の追加

○基本法と同様の改正

### ➤ 「人文科学のみに係る科学技術」の追加等に伴う研究開発法人の追加

○「人文科学のみに係る科学技術」の追加等に伴い、人文科学分野等の独立行政法人を科技イノベ活性化法で定める研究開発法人に追加

### ➤ 出資規定の整備

○産学官連携を活性化するため、研究開発法人の出資規定の整備を行うことを検討  
※国立大学法人等については、政令での対応を予定

### ➤ 中小企業技術革新制度（日本版SBIR制度）の見直し

○日本版SBIR制度（Small Business Innovation Research）を科技イノベ活性化法に位置づけ、制度目的を中小企業の「経営強化」から「イノベーションの創出」に見直すとともに、内閣府を中心とした各省連携の取組等を強化

⇒産学官連携の活性化、ベンチャー支援強化によるイノベーションの創出 等

※ その他これに伴う所要の改正（組織・事務を含む。）